

中部運輸局海事振興部

令和3年5月13日

船員に関する特定最低賃金の改正について
～中部運輸局長権限4業種すべてアップ～

中部運輸局は、管内の4業種（内航鋼船運航業及び木船運航業、海上旅客運送業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業）の船員に係る最低賃金を改正し、6月12日（土）から発効することとしました。

船員の最低賃金については、海上労働の特殊性を考慮し、陸上勤務者の最低賃金とは別に定められており、当該の最低賃金の改正については、国土交通省が管轄しております。

国土交通大臣権限に係る最低賃金の改正は交通政策審議会に、地方運輸局長権限に係る最低賃金の改正は各地方交通審議会に諮問され、当該審議会からの答申を受けて改正が行われます。

中部運輸局においては、船員に関する特定最低賃金（中部内航鋼船運航業及び木船運航業、中部海上旅客運送業、中部漁業（沖合底びき網）及び中部漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について、令和2年8月21日に中部地方交通審議会（会長 黒田達朗）に対し諮問を行い、令和3年3月3日に4業種すべて引き上げを内容とする答申が出されました。

これを受け、中部運輸局では答申どおり改正することを決定し、6月12日から下記のとおり改正することとしましたのでお知らせいたします。

（すべて月額）

業種別	職種等	最低賃金額 (6月12日～)	改正前の額
中部内航鋼船運航業 及び 木船運航業	職員	250,850円	250,150円
	若年職員	234,400円	233,700円
	部員	192,250円	191,550円
	部員（海上履歴3年未満）	182,950円	182,250円
中部海上旅客運送業	職員	246,500円	246,150円
	部員	183,950円	183,600円
中部漁業（沖合底びき網）	1人歩船員	203,000円	202,400円
中部漁業（大中型まき網）	1人歩船員	202,450円	202,150円

※詳細な適用範囲等につきましては、裏面をご参照願います。

（問い合わせ先）

国土交通省中部運輸局海事振興部 担当：竹内・速水

電話：052-952-8028

（配布先）東海交通研究会、名古屋港記者クラブ、静岡県政記者クラブ、静岡市政記者クラブ、下田記者クラブ

四日市市政記者クラブ、鳥羽志摩記者クラブ、福井県政記者クラブ、敦賀市役所記者クラブ

(注)

1. 若年職員とは、船舶職員養成施設のうち、特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者をいう。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科 船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	4年6月
海員学校乗船実習科 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	4年
海上保安学校本科 海員学校インターンシップ課程（本科） 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	3年6月
海員学校専修科 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科 船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程 海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四） 海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	2年6月
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程 海員学校インターンシップ課程（専修科） 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	2年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

海上経歴3年未満の部員

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業者については3年を、その他の海員学校の卒業者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業者についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業者については2年を、その他の高等学校卒業者については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

2. 1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定にあたって基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。

3. 4業種に適用する使用者及び適用する船舶の範囲（適用地域：中部運輸局管内）

(1) 中部内航鋼船運航業及び木船運航業

国内の各港間のみを航行する船舶のうち、平水区域を航行区域とする鋼船、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船、木船の船舶所有者

(2) 中部海上旅客運送業

旅客運送の用に供する船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶及び100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最大速力で、2時間以内に往復できる区域内に限定されている船舶の船舶所有者

(3) 中部漁業（沖合底びき網）

沖合底びき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者

(4) 中部漁業（大中型まき網）

大中型まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者